

(仮称) 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例 の制定に向けたパブリック・コメント ～ 皆様のご意見をお寄せ下さい ～

新宿区では、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインまちづくりを推進するため、新たな取組として(仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を制定する予定です。

この条例(案)の骨子につきまして、下記のとおり、パブリック・コメントを実施し、広く区民の皆様からのご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方は、新宿区ホームページで後日公表します。

【条例制定に向けた区の基本的な考え方】

区は、これまで、「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」や「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づき、建築物や道路、公園、公共交通施設等の都市施設に関して、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインまちづくりを推進することで、質の高い都市空間の創出に取り組んできました。

高齢者や障害者をはじめ、妊婦・子ども連れの人や外国人等すべての人が社会のあらゆる活動に参加するためには、区民、事業者、区が協力・連携して、ユニバーサルデザインまちづくりをこれまで以上に推進していくことが必要です。

このことから、普及啓発の強化とともに、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度の創設や施設整備の対象拡大、工事完了報告制度の創設等の施設整備の強化を行うため、新たな取組として、(仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の制定を進めています。

【意見募集期間】

令和元年9月15日(日)から10月15日(火)まで(必着)

【資料の閲覧及び配布場所等】

都市計画課(本庁舎8階)、区政情報課(本庁舎3階)、区政情報センター(本庁舎1階)、特別出張所(10所)、区立図書館(10館)、新宿区ホームページ

【意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方(法人、団体も可)
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【説明会の実施】

日程	会場
10月 7日（月） 19時～	牛込笹筒地域センター4F 会議室
10月11日（金） 15時～	人材育成センター研修室（新宿都税事務所2F）
10月11日（金） 19時～	戸塚地域センター5F 会議室1・2

【提出方法】

- ① 郵送
- ② ファックス
- ③ 持参(都市計画課窓口でのみの受付となります。閉庁時間及び土日祝日を除きます。)
- ④ 区民意見システム(新宿区ホームページからお寄せ下さい。)

【提出先】

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所8階
新宿区 都市計画部 都市計画課 都市計画係
電話：03-5273-3527 FAX：03-3209-9227

【添付資料】

- ① (仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(案)の骨子
- ② (仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(案)の骨子 概要
- ③ 新宿区パブリック・コメント意見用紙

【その他】

ご意見を提出する際は、必ず、氏名、住所等をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、氏名等、個人が特定できる情報は公開いたしません。